

営農型太陽光発電設備設置状況等について (令和2年度末現在)

【目次】

- 【参考】営農型太陽光発電について…………… 1
- 1 営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移…………… 2
- 2 営農型太陽光発電設備に係る農地区分…………… 3
- 3 営農型太陽光発電設備の設置者と営農者の状況…………… 4
- 4 営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者の区分…………… 5
- 5 営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合…………… 6
- 6 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物…………… 7
- 7 営農型太陽光発電設備の取扱いの見直し(平成30年5月)…………… 8

令和4年8月
農林水産省
農村振興局

【参考】営農型太陽光発電設備について

「営農型太陽光発電」とは

農地に支柱を立てて、**営農を適切に継続しながら**上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、**農業と発電を両立する仕組み**を指します。

この場合、**支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となります。**(平成25年3月31日～)



営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が**一定の期間内**となっているか

一時転用期間が**10年以内**になるケース (平成30年5月15日通知)

次のいずれかに該当するときは**10年以内**(その他は**3年以内**)

- 認定農業者等の**担い手**が下部の農地で**営農を行う**場合
- **荒廃農地**を活用する場合
- **第2種農地**又は**第3種農地**を活用する場合

- 下部の農地での**営農の適切な継続が確実**か

営農の適切な継続とは

- 営農が行われていること
- 生産された農作物の**品質に著しい劣化が生じていない**こと
- **下部の農地**の活用状況が**次の基準を満たしている**こと

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の平均的な単収と比較して おおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

② 一時転用許可は、**再許可が可能**

- 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

③ **年に1回の報告**により、**農作物の生産等に支障が生じていないか**チェック

- 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元



1 営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年3月に通知を発出し、農地転用許可の取扱いを明確化。
- 新たに農地の一時転用許可を受けた件数の推移をみると、ほぼ毎年、増加傾向で推移しており、令和2年度には、過去最高の779件の許可が行われた。

【営農型発電設備を設置するための農地転用許可件数(年度毎)】

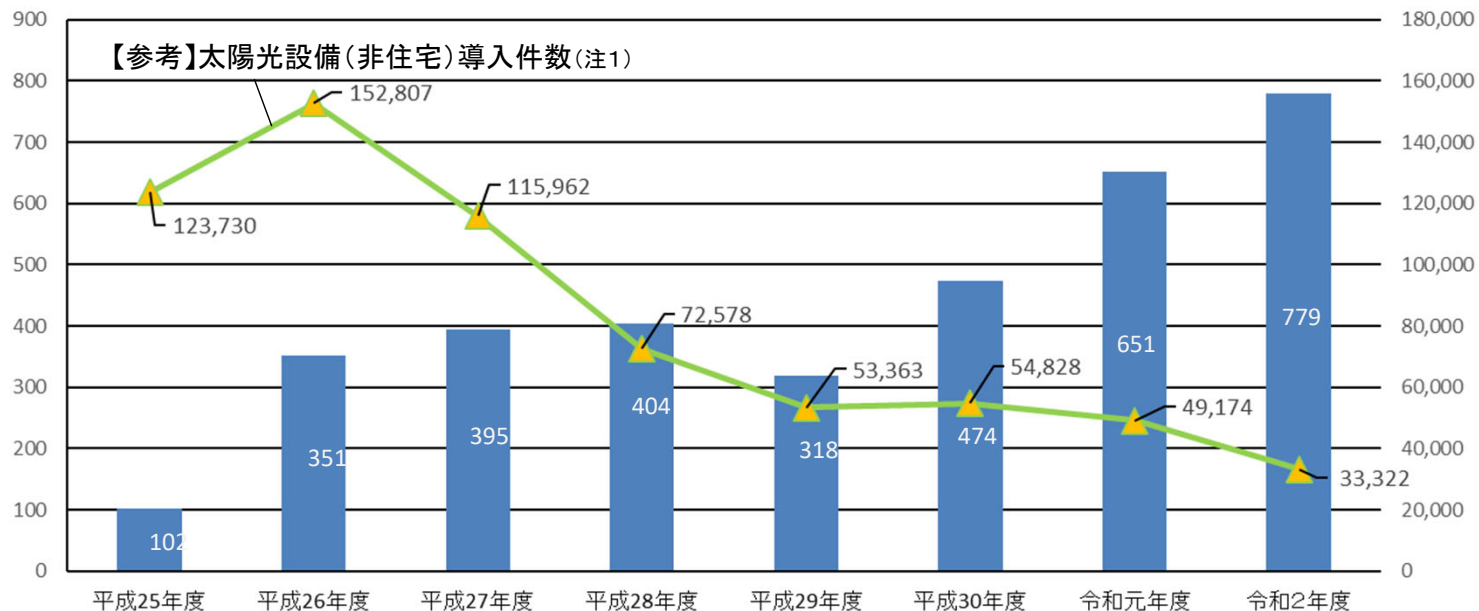
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
新規許可件数	102件	351件	395件	404件	318件	474件	651件	779件	3,474件
下部農地の面積	17.6ha	54.7ha	84.9ha	159.3ha	79.2ha	149.6ha	182.6ha	144.8ha	872.7ha

(参考)再許可分(上の外数)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
再許可件数	-	-	4件	102件	362件	347件	409件	633件	1,857件
下部農地の面積	-	-	0.37ha	21.3ha	53.0ha	76.6ha	165.2ha	125.2ha	441.7ha

(許可件数)

(太陽光設備(非住宅)の導入件数)



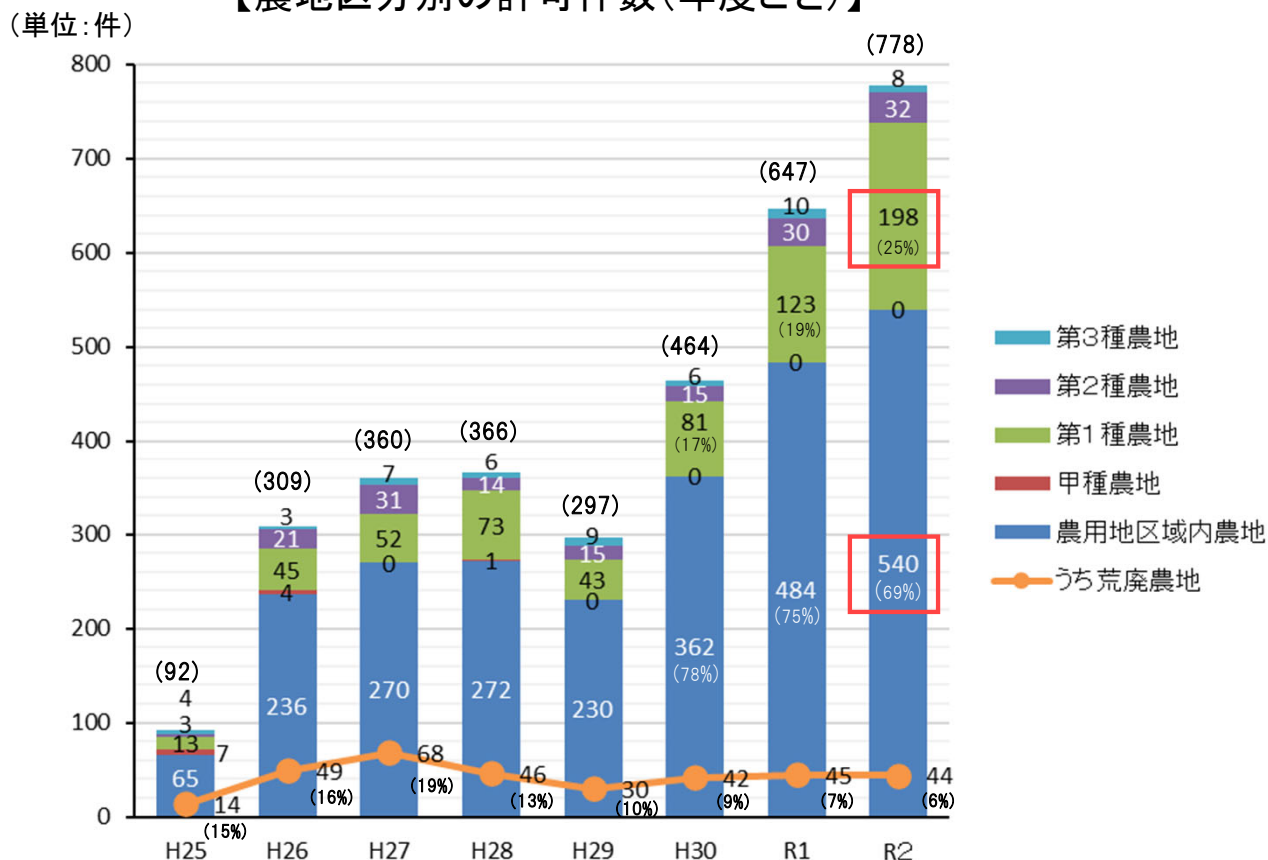
(注1) 経済産業省資料(電源別のFIT認定量・導入量の「設備導入量(運転を開始したもの)」のうち、「太陽光(非住宅)」の件数を抜粋。)

(注2) 今回の調査において、過年度分の実績についても精査を行い、数値を修正している。

2 営農型太陽光発電設備に係る農地区区分

- 令和2年度に新たに農地転用許可を受けた営農型太陽光発電設備に係る農地区区分をみると、農用地区域内農地が69% (540件) で、第1種農地が25% (198件) となっており、これらが全体の94% (738件) でこれまでの傾向に変化はない。
- 平成25年度から令和2年度までに新たに農地転用許可を受けたもののうち、荒廃農地を活用したものは10.2% (338件) となっている。

【農地区分別の許可件数(年度ごと)】



※令和2年度末で存続しているもののうち回答があったものを集計

【農地区区分ごとの許可件数(令和2年度末)】

(単位:件)

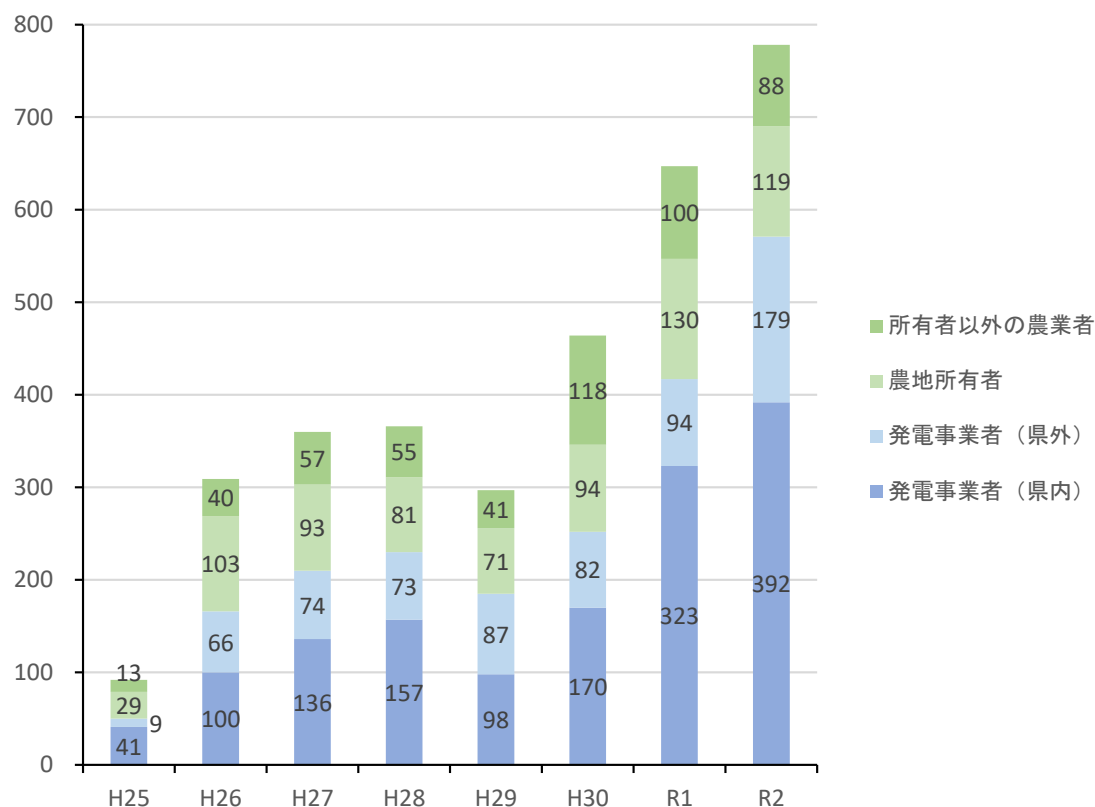
農地区区分	全体の許可件数		うち荒廃農地	
	(A)	(割合)	(B)	(B)÷(A)
農用地区域内農地	2,459	(74.2%)	256	(10.4%)
甲種農地	12	(0.4%)	0	(0.0%)
第1種農地	628	(19.0%)	63	(10.0%)
第2種農地	161	(4.9%)	14	(8.7%)
第3種農地	53	(1.6%)	5	(9.4%)
合計	3,313	(100.0%)	338	(10.2%)

3 営農型太陽光発電設備の設置者と営農者の状況

- 営農型太陽光発電設備の設置者は、主として発電事業を営んでいる発電事業者が設置したものが63%(2,081件)、農業者や農地所有者が設置したものが37%(1,232件)と、発電事業者による設置が多数を占める。
- 発電事業者が設置している場合でも、売電収入の一部が、営農維持費や賃借料等として農地所有者や農業者に還元されているケースもある。

【設備の設置者(年度ごと)】

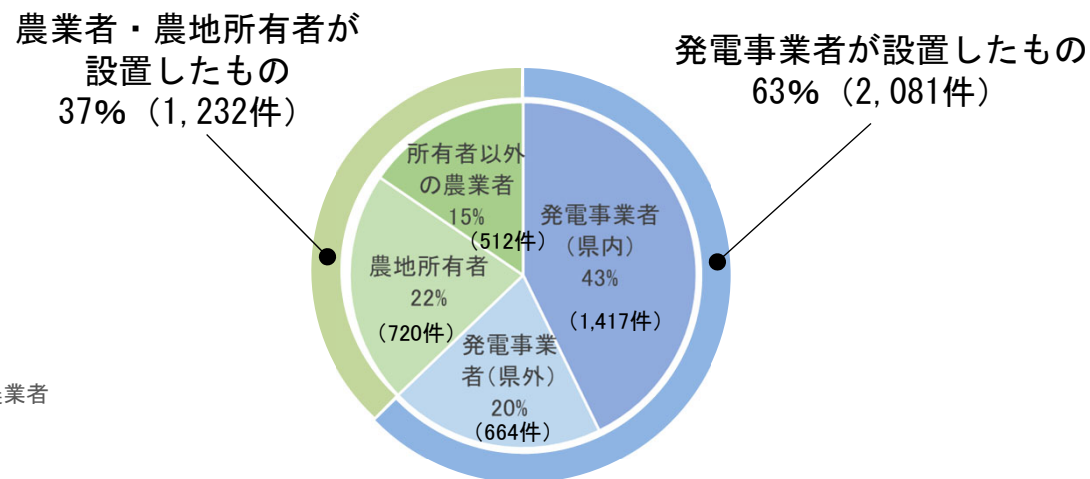
(単位:件)



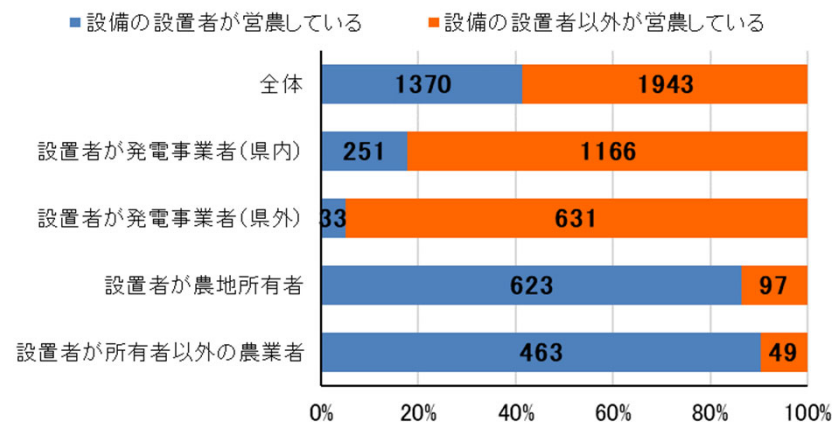
N=3,313

※令和2年度末で存続しているもののうち回答があったものを集計

【設備の設置者(令和2年度末)】



【下部農地の営農について】



4 営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者の区分

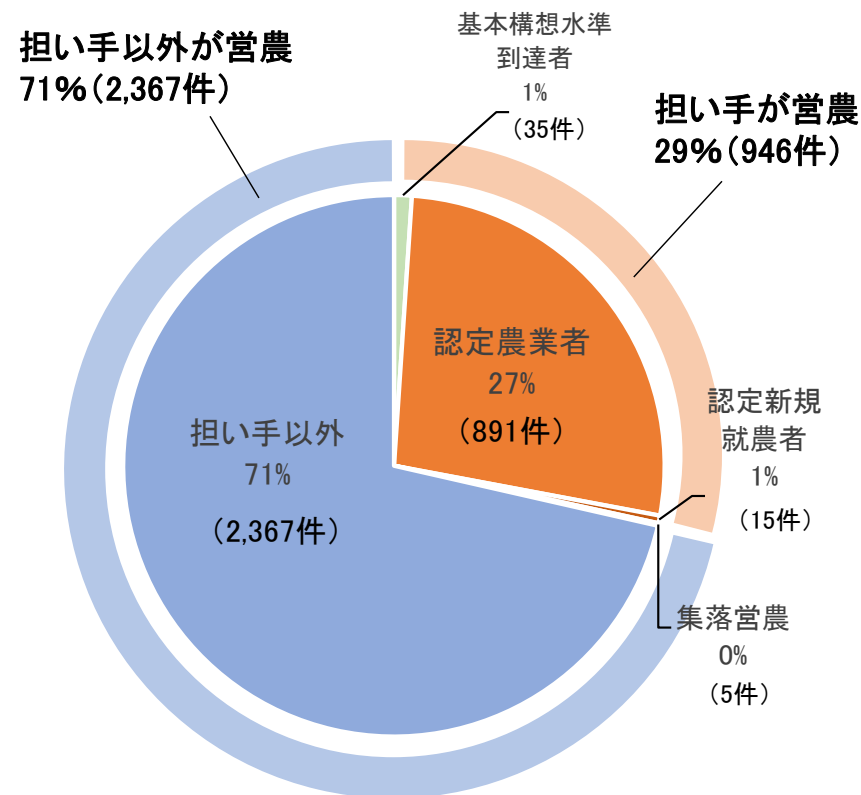
- 令和2年度までに農地転用許可があった営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者をみると、全体の29%(946件)が担い手であり、令和2年度に当該許可があったものでは、全体の43%(331件)であった。
- 平成30年5月に営農型太陽光発電設備の取扱いを見直して、担い手が下部農地を営農する場合には、一時転用許可期間をそれまでの3年から10年に延長しており、担い手が下部農地を営農するケースは増加している。

【下部農地の営農者の区分】

(単位:件)

区分	件数	うち令和2年度許可
基本構想水準到達者(注)	35	2
認定農業者	891	325
認定新規就農者	15	4
法人化計画を有する集落営農	5	0
(担い手小計)	946(29%)	331(43%)
担い手以外	2,367(71%)	448(58%)
計	3,313	779

(注)基本構想水準到達者:主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営



N=3,313

※令和2年度末で存続しているもののうち回答があったものを集計

5 営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

- 令和2年度において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は14% (471件)となっており、前年度と比較して2%上昇(163件増)した。
- 支障の内容をみると、単収減少(営農者に起因するもの)が71%(336件)となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っているが、適切な営農の確保に結びつかないケースも発生している。

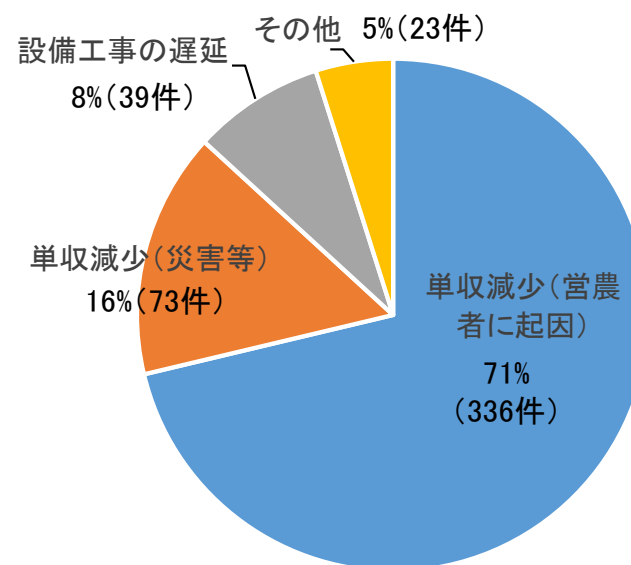
【下部農地での営農への支障の割合(令和2年度)】

(単位:件)

許可年度	件数 (A)	うち支障あり (B)	(割合)
			(B)÷(A)
平成25年度	92	24	26%
平成26年度	309	65	21%
平成27年度	360	77	21%
平成28年度	366	75	21%
平成29年度	297	56	19%
平成30年度	464	81	18%
令和元年度	647	80	12%
令和2年度	778	13	1%
合計	3,313	471	14%
(令和元年度末)	(2,591)	(308)	(12%)

※令和2年度末で存続しているものを集計

【営農への支障の内容(令和2年度)】



- 「単収減少(営農者に起因)」とは、営農者の栽培管理等が不適当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているもの。
- 「単収減少(災害等)」とは、台風や集中豪雨等の災害により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているもの。
- 「設置工事遅延」とは、営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかったもの。
- 「その他」とは、支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

N=471

※令和2年度に営農に支障があったと回答したものを集計

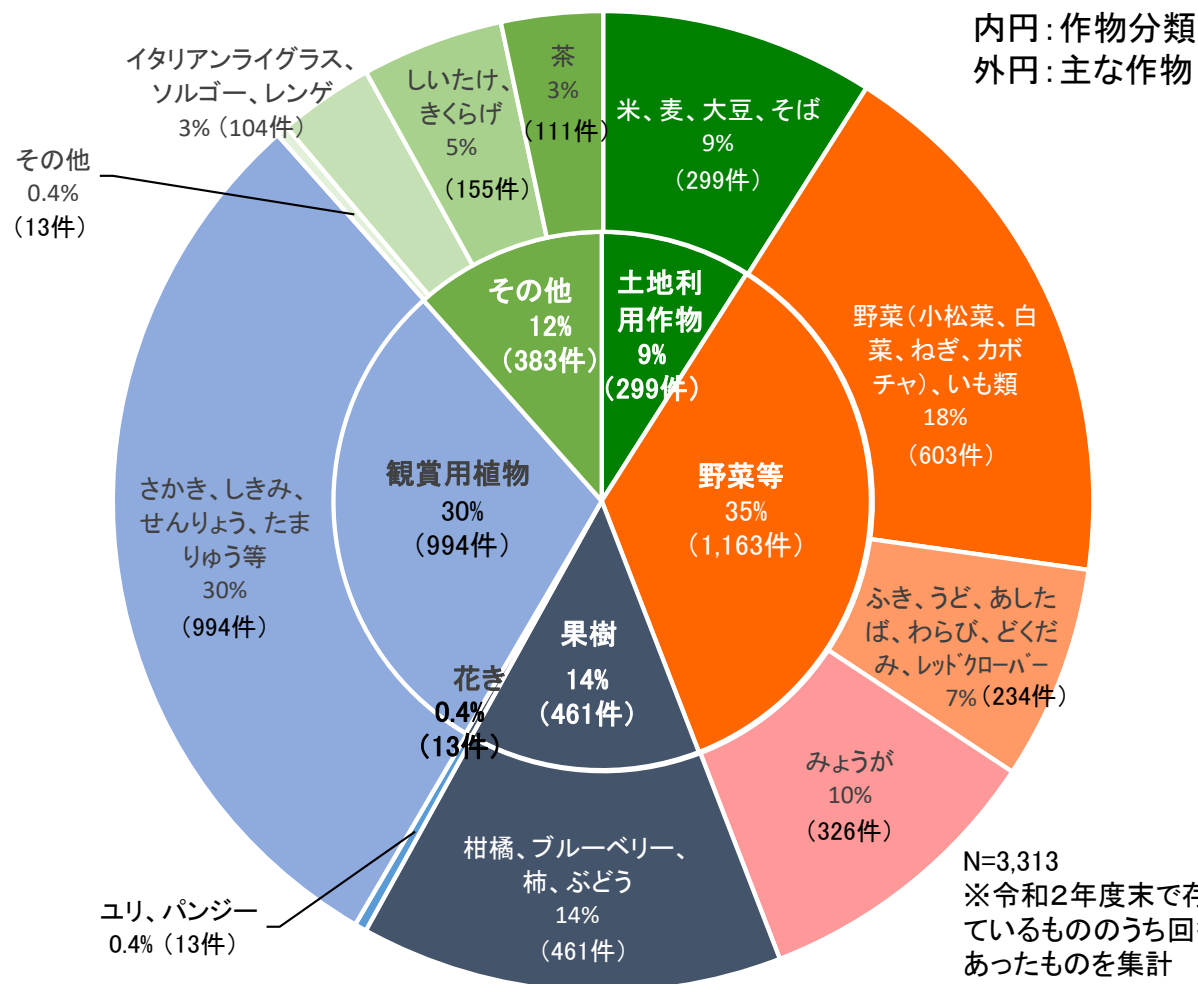
6 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、野菜等が35% (1,163件)と最も多く、次いで、観賞用植物が30% (994件)、果樹が14% (461件)の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみ等が30% (994件)、みょうが、ふき、あしたば等が17% (560件)となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。
- 営農型太陽光発電設備の設置に当たり、栽培作物を変更したものが60% (1,997件)となっており、パネル下での営農を前提に作物を選択していることがうかがえる。

【下部農地での栽培作物】

作物分類	主な作物	件数(割合)	作物変更の件数
土地利用作物	米、麦、大豆、そば	299(9%)	48
野菜等	野菜(小松菜、白菜、ねぎ、かぼちゃ等)、いも類	1,163(35%)	776
	うち特徴的な作物 みょうが、ふき、うど、あしたば、わらび、どくだみ、レッドクローバー	560(17%)	435
	うちみょうが みょうが	326(10%)	229
果樹	柑橘、ブルーベリー、柿、ぶどう	461(14%)	228
花き	ユリ、パンジー	13(0%)	8
観賞用植物	さかき、しきみ、せんりょう、たまりゅう等	994(30%)	759
その他	—	383(12%)	178
	うち牧草 イタリアンライグラス、ソルゴー、レンゲ	104(3%)	22
	うちきのこ類 しいたけ、きくらげ	155(5%)	109
	うち茶 茶	111(3%)	37
合計		3,313(100%)	1,997

※「作物変更」とは、営農型発電設備の設置に当たり、同農地での栽培作物を変更したものの



7 営農型太陽光発電設備の取扱いの見直し(平成30年5月)

- 平成30年5月に、営農型太陽光発電設備の取扱いを見直して、担い手が下部の農地で営農する場合等について、一時転用期間をそれまでの3年以内から10年以内に延長したところ。
- 令和2年度末で10年以内の一時転用許可の要件を満たすものは、全体の42%(1,376件)となっている。
- 一時転用期間の延長を措置した平成30年度以降、10年以内の要件を満たすものの割合も増加している。

【許可件数のうち10年以内の要件を満たすもの】

許可年度	許可件数				
	うち10年以内の一時転用許可期間の要件を満たすもの				
	(※)	要件毎の内訳			
		担い手	荒廃農地	第2種農地 第3種農地	
平成25年度	92	38 (41%)	21 (23%)	14 (15%)	4 (4%)
平成26年度	309	122 (39%)	62 (20%)	49 (16%)	21 (7%)
平成27年度	360	175 (49%)	96 (27%)	68 (19%)	35 (10%)
平成28年度	366	125 (34%)	73 (20%)	46 (13%)	15 (4%)
平成29年度	297	117 (39%)	77 (26%)	30 (10%)	15 (5%)
平成30年度	464	158 (34%)	105 (23%)	42 (9%)	16 (3%)
令和元年度	647	250 (39%)	181 (28%)	45 (7%)	26 (4%)
令和2年度	778	391 (50%)	331 (43%)	44 (6%)	35 (4%)
合計	3,313	1,376 (42%)	946 (29%)	338 (10%)	167 (5%)

左表の「10年以内の一時転用許可期間の要件を満たすもの」とは、次のとおり。

① 担い手

担い手(※)が所有している農地又は利用権の設定等を受けている農地で当該担い手が下部農地で営農を行う場合

② 荒廃農地

荒廃農地を活用する場合

③ 第2種農地・第3種農地

第2種農地又は第3種農地を活用する場合

(※)「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営体、認定農業者、認定新規就農者、法人化を目指す集落営農をいう。

(※)複数の要件に該当する場合があることから、要件毎の内訳の合計と一致しない。

※令和2年度末で存続しているもののうち、回答があったものを集計